

# 国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則

平成26. 4. 1 制定

改正 平成27. 1. 1

## (目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学に勤務する職員（教職員のうち教員を除く職員をいう。以下同じ。）のうち、年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (対象者)

第2条 年俸制適用職員は、国立大学法人群馬大学任免規則別表に規定する特定職員、特定有期職員及びその他学長が特に必要と認める者とする。

【一部改正】(27.1.1)

## (給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

- 2 前項の諸手当は、管理職手当、住居手当、通勤手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当、放射線取扱手当、臨床検査技師・臨床工学技士待機手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。
- 3 年俸制適用職員の基本月額は、基本年俸の12分の1とする。

## (基本年俸の計算期間)

第4条 基本年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

## (基本年俸の額)

- 第5条 新たに採用する者の基本年俸の額は、その者の学歴、資格・免許、職務経験、能力及び責任の度合等を考慮して、別表第1又は別表第2に定める俸給表により、学長が決定する。
- 2 前項の規定により難い特別な事情がある場合は、学長が認める方法により決定することができる。
  - 3 前2項の規定により決定された基本年俸の額は、前年度までの勤務成績により、これを変更することができる。

## (給与の支給日)

第6条 基本月額及び諸手当は、国立大学法人群馬大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）第4条の規定に準じて支給する。

（給与の支払等）

第7条 年俸制適用職員の給与は、給与規則第5条及び第6条の規定に準じて支給する。

（管理職手当）

第8条 年俸制適用職員の管理職手当は、給与規則第15条の規定に準じて支給する。

（住居手当）

第9条 年俸制適用職員の住居手当は、給与規則第20条の規定に準じて支給する。

（通勤手当）

第10条 年俸制適用職員の通勤手当は、給与規則第21条の規定に準じて支給する。

（患者係事務職員手当）

第11条 患者係事務職員手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員（学長が必要と認める者に限る。）に支給する。

2 患者係事務職員手当の月額は、次の各号に掲げるその者の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 6,500円  |
| (2) 2級である者 | 8,400円  |
| (3) 3級である者 | 9,600円  |
| (4) 4級である者 | 10,200円 |
| (5) 5級である者 | 10,600円 |

（診療放射線技師手当）

第12条 診療放射線技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師に支給する。

2 診療放射線技師手当の月額は、次の各号に掲げるその者の号俸の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(臨床検査技師手当)

第13条 臨床検査技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師に支給する。

2 臨床検査技師手当の月額を、次の各号に掲げるその者の号俸の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(放射線取扱手当)

第14条 年俸制適用職員の放射線取扱手当は、給与規則第26条の規定に準じて支給する。

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

第15条 年俸制適用職員の臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、給与規則第31条の6の規定に準じて支給する。

(超過勤務手当等)

第16条 年俸制適用職員に次の各号に掲げる勤務をさせた場合には、当該各号に定める手当を給与規則第32条から第34条までの規定に準じて支給する。

- (1) 正規の労働時間を超える勤務 超過勤務手当
- (2) 休日における勤務 休日給
- (3) 深夜における正規の労働時間としての勤務 夜勤手当

2 前項の規定により支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、基本月額、管理職手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当及び臨床検査技師手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額を勤務1時間あたり基本額(以下「基本額」という。)として算出するものとする。この場合において、基本額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 第1項第1号から第3号に規定する勤務が、放射線取扱手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、基本額は、当該勤務に係る勤務1時間あたりの手当の額を、前項の規定により

算出した額に加算した額とする。

(休職時の給与)

第17条 年俸制適用職員が休職にされたときは、給与規則第44条の規定に準じて給与を支給する。

(育児休業等の給与)

第18条 国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則により育児休業等をする年俸制適用職員の給与については、同規則に定めるところによる。

(給与の減額)

第19条 年俸制適用職員が勤務しないときは、給与規則第35条の規定に準じて給与を減額する。

(端数の処理)

第20条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

別表第1 年俸制一般職俸給表(第5条関係)

職務の級	1級(一般職員)		2級(主任)		3級(係長)		4級(副課長)		5級(課長)		
	号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額
1		2,398,800	199,900	3,277,200	273,100	3,918,000	326,500	4,593,600	382,800	5,067,600	422,300
2		2,476,800	206,400	3,398,400	283,200	4,044,000	337,000	4,735,200	394,600	5,223,600	435,300
3		2,558,400	213,200	3,520,800	293,400	4,170,000	347,500	4,881,600	406,800	5,380,800	448,400
4		2,650,800	220,900	3,644,400	303,700	4,296,000	358,000	5,026,800	418,900	5,536,800	461,400
5		2,752,800	229,400	3,774,000	314,500	4,423,200	368,600	5,169,600	430,800	5,685,600	473,800
6		2,876,400	239,700	3,902,400	325,200	4,557,600	379,800	5,314,800	442,900	5,828,400	485,700
7		3,042,000	253,500	4,026,000	335,500	4,689,600	390,800	5,457,600	454,800	5,964,000	497,000
8		3,158,400	263,200	4,137,600	344,800	4,819,200	401,600	5,600,400	466,700	6,097,200	508,100
9		3,272,400	272,700	4,239,600	353,300	4,946,400	412,200	5,736,000	478,000	6,226,800	518,900
10		3,369,600	280,800	4,342,800	361,900	5,073,600	422,800	5,875,200	489,600	6,336,000	528,000
11		3,459,600	288,300	4,447,200	370,600	5,196,000	433,000	6,010,800	500,900	6,426,000	535,500
12		3,547,200	295,600	4,540,800	378,400	5,313,600	442,800	6,128,400	510,700	6,493,200	541,100
13		3,630,000	302,500	4,632,000	386,000	5,420,400	451,700	6,223,200	518,600	6,555,600	546,300
14		3,706,800	308,900	4,717,200	393,100	5,533,200	461,100	6,296,400	524,700	6,607,200	550,600
15		3,772,800	314,400	4,800,000	400,000	5,635,200	469,600	6,360,000	530,000	6,650,400	554,200
16		3,836,400	319,700	4,875,600	406,300	5,706,000	475,500	6,403,200	533,600	6,693,600	557,800
17		3,900,000	325,000	4,940,400	411,700	5,756,400	479,700	6,445,200	537,100	6,733,200	561,100
18		3,964,800	330,400	5,001,600	416,800	5,810,400	484,200	6,486,000	540,500	6,771,600	564,300
19		4,017,600	334,800	5,052,000	421,000	5,853,600	487,800	6,525,600	543,800	6,811,200	567,600
20		4,068,000	339,000	5,078,400	423,200	5,888,400	490,700	6,564,000	547,000	6,850,800	570,900
21		4,119,600	343,300	5,095,200	424,600	5,918,400	493,200	6,602,400	550,200	6,908,400	575,700
22		4,168,800	347,400	5,118,000	426,500	5,949,600	495,800	6,640,800	553,400		
23		4,221,600	351,800	5,142,000	428,500	5,977,200	498,100	6,693,600	557,800		
24				5,163,600	430,300	6,003,600	500,300				
25				5,185,200	432,100	6,030,000	502,500				
26				5,208,000	434,000	6,055,200	504,600				
27				5,228,400	435,700	6,085,200	507,100				
28				5,251,200	437,600	6,121,200	510,100				
29				5,270,400	439,200						
30				5,289,600	440,800						
31				5,314,800	442,900						

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第2 年俸制医療職俸給表(第5条関係)

職務の級	1級(薬剤師等)		2級(主任)	
	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額
1	3,146,400	262,200	3,754,800	312,900
2	3,254,400	271,200	3,867,600	322,300
3	3,366,000	280,500	3,985,200	332,100
4	3,477,600	289,800	4,102,800	341,900
5	3,589,200	299,100	4,209,600	350,800
6	3,700,800	308,400	4,315,200	359,600
7	3,810,000	317,500	4,420,800	368,400
8	3,922,800	326,900	4,540,800	378,400
9	4,036,800	336,400	4,659,600	388,300
10	4,143,600	345,300	4,778,400	398,200
11	4,249,200	354,100	4,897,200	408,100
12	4,353,600	362,800	5,014,800	417,900
13	4,460,400	371,700	5,125,200	427,100
14	4,554,000	379,500	5,230,800	435,900
15	4,644,000	387,000	5,326,800	443,900
16	4,729,200	394,100	5,419,200	451,600
17	4,812,000	401,000	5,502,000	458,500
18	4,887,600	407,300	5,552,400	462,700
19	4,953,600	412,800	5,592,000	466,000
20	5,004,000	417,000	5,631,600	469,300
21	5,044,800	420,400	5,667,600	472,300
22	5,067,600	422,300	5,701,200	475,100
23	5,085,600	423,800	5,725,200	477,100
24	5,102,400	425,200	5,749,200	479,100
25	5,122,800	426,900	5,769,600	480,800
26	5,148,000	429,000	5,788,800	482,400
27			5,806,800	483,900
28			5,834,400	486,200

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、胚培養士、技能員に適用する。